

第6回関市・武儀郡4町村合併協議会

平成15年12月25日(木)

関市役所大会議室

開 会 午後1時30分

1 会長あいさつ

2 承認事項

第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

第3号 支所の取扱いについて

第4号 事務組織及び機構の取扱いについて

第5号 地方税の取扱いについて

第6号 慣行の取扱いについて

第7号 介護保険事業の取扱いについて

3 協議事項

第1号 使用料、手数料等の取扱いについて

第2号 公共的団体等の取扱いについて

第3号 補助金、交付金等の取扱いについて

4 次回(第7回)協議会での協議事項

消防団の取扱い

保育事業

上・下水道事業

5 新市建設計画中間報告書について

6 その他

閉 会 午後2時57分

出席者(29名)

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫(市長)
	委 員	石 原 教 雅(議長)
	委 員	岡 田 洋 一(議員)
	委 員	松 井 茂(議員)
	委 員	三ツ岩 征 夫(議員)
	委 員	野 田 豪 一(学識経験者)
【洞戸村】	委 員	武 藤 末 彦(村長)
	委 員	野 村 昭(議長)
	委 員	後 藤 明 朗(議員)

	委員	本田	修	(議員)
	委員	野村	真富	(学識経験者)
	委員	神山	富幸	(学識経験者)
【板取村】	副会長	長屋	勝司	(村長)
	委員	長屋	幹夫	(議長)
	監査委員	田中	善隆	(議員)
	委員	長屋	敏	(議員)
	委員	長屋	道郎	(学識経験者)
【武儀町】	委員	福田	尚雄	(町長)
	委員	池戸	久夫	(議長)
	委員	土屋	昭雄	(議員)
	委員	遠藤	慶司	(議員)
	委員	土屋	希睦	(学識経験者)
	委員	美濃羽	大祐	(学識経験者)
【上之保村】	委員	波多野	保	(村長)
	委員	加藤	桂	(議長)
	委員	波多野	昭男	(議員)
	委員	長尾	匡雄	(議員)
	委員	河合	正則	(学識経験者)
	委員	波多野	勇	(学識経験者)

欠席者(1名)

【板取村】 委員 長屋和幸(学識経験者)

参与 田代一弘(岐阜県中濃地域振興局長)

オブザーバー 棚瀬直美(岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

新市建設計画作成小委員会委員長

成瀬豊勝(学識経験者)

顧問 井上一郎(岐阜県議会議員)

欠席者(2名)

顧問 尾藤義昭(岐阜県議会議員)

顧問 林幸広(岐阜県議会議員)

幹事会 【関市】 西尾治(助役)

森 義 次（総務部長）  
【洞戸村】 林 修 美（助役）  
【板取村】 長 屋 賢 治（助役）  
【武儀町】 森 弘（助役）  
【上之保村】 宇佐見 勝 彦（助役）

傍 聴 者（37名）

関 市：18名 洞戸村： 4名 板取村： 1名  
武儀町： 3名 上之保村： 2名 その他： 9名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤 川 逸 美 事務局次長 中 村 繁

午後1時30分 開会

開 会

事務局次長

皆さん、こんにちは。

本日は年末を控えまして、大変皆様お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

定刻となりましたので、ただいまから第6回関市・武儀郡4町村合併協議会を始めさせていただきます。

本日は顧問の井上一郎県会議員さんに御出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、板取村の長屋和幸委員さんが御欠席でございますが、第11条第1項により会議は成立していることを御報告させていただきます。

それから一つ、協議に入る前に事務連絡でございますが、皆様方もお気づきかと思いますが、皆様方の机の前にこういう小さい紙切れが置いてございますが、これはお渡しいたしました新市建設計画中間報告書の字句の訂正用のものがございますので、2ページの2カ所ほどちょっと字が間違っておりましたので、御訂正いただきたいと思います。めくれれば張れるようになっておりますので、申しわけありませんが、各自で御訂正をお願いしたいと思います。

## 1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきまして、引き続き議長として会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

後藤昭夫会長

年の瀬も迫りまして大変お忙しいところを、この協議会に御出席をいただきましてまことにありがとうございました。

本日は、本年最後の協議会となるわけでございます、ことし3月にこの法定協議会を立ち上げてから今回まで6回を数えるに至りましたが、この間、協議会の規約や規程を皮切りにいたしまして、委員の皆様方には精力的に御協議の方をいただきまして、合併協定項目の御承認をいただいたわけでございます。いろいろ議論をいただく中で、とりあえず協議は順調と言いたいわけですが、そうはいかんまでも、とにかく前へ進んでいるということは事実でございます、皆様方の御理解と御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、合併協定項目は全部で26項目ありまして、各種事業の取扱いを含めると53項目ということでございまして、その中で9項目ですので、数から言いますと、もう少しピッチを上げなきゃならないというふうに考えておりますが、またじっくり腰を落ちつけて協議せねばならない事項もたくさんあるわけございまして、委員の皆様方にはさらなる御理解と御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

スケジュールによりますと、平成16年、来年の6月、合併協定等の調印、合併の議決を各市町村でお願いするという予定になっておりますので、精力的にさらなる御協力をお願いするわけでございます。

本日も議案となっております7項目が上がっておりますが、その中で議員の定数、農業委員の定数、支所、組織・機構の4項目につきましては、前々回からの継続協議となっております、本日の協議会で決定をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

多くの議題が上がっておりますので、中身の濃い議論と円滑な議事進行への御協力をお願いいたしまして、議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、規約に従いまして議長を進めさせていただきます。

本日の協議会の会議録署名委員を私の方から指名させていただきます。関市の岡田洋一委員さんと洞戸の後藤明朗委員さん（私も後藤昭夫ですけれども）のお2人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入りますが、その前に前回（第5回）の協議会で出されました御

意見をまとめましたので、御報告を申し上げたいと思います。

事務局から報告願います。

事務局長

失礼いたします。合併事務局の藤川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、皆さん方のお手元でございます資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

まず第1ページでございますが、第5回関市・武儀郡4町村合併協議会結果ということでございます。去る11月10日にこの場で開催されたことでございます。

1.承認事項といたしまして、議案第1号 一般職員の身分の取扱いについて、議案第2号 特別職の身分の取扱いについて、議案第3号 地域審議会の設置について、議案第4号 条例、規則の取扱いについて、この4件につきましては調整方針案どおり御承認いただいたところでございます。議案第5号 平成15年度合併協議会補正予算について、これにつきましては、事務局提案どおり御承認をいただきました。

それから2番目、協議事項でございますが、まず協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、各市町村ごとに御意見をまとめてございますので、簡単に御説明いたします。

関市におきましては、調整方針案に賛成ということでございます。これについては、特別委員会で見解をまとめたというものでございまして、議員2名は法的根拠がないという御意見。さらには、1名でも地域審議会も設置されることによりまして、住民の意見は十分反映されるという御判断という御意見でございます。

それから洞戸村につきましては、調整方針案に賛成ということです。

それから板取村につきましては、在任特例とその後議員2名とされたいという御意見。理由といたしましては、格差のない地域としたいということ。さらには、板取村は豪雪地帯で、高齢者などに不便が多い中で、議員1人では不十分、無理は承知だが現状を理解していただき、2名とされたいという御意見。さらには、法に基づくだけのまちづくりだけが真のまちづくりとなるのか、やはり住民の声は無視できないという御意見もございました。

武儀町は、せんだっての特別委員会で、調整方針案どおり賛成するというので決定しているという御意見でございました。

上之保村につきましては、10月8日に特別委員会を開催し、調整案どおりで賛成することに決定いたしました。

それでは、次のページをお願いいたします。

協議第2号でございますが、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

関市は、前回まで参考-4であったが、その後調整し、本日提案の調整方針に変えた。在任し、そして三つの委員会になり、その後一つの委員会とする、この調整方針案に同意

するという御意見でございます。さらには、農政については理解している。農業委員会の活動の資料等を参考に、総合的に判断した。その資料といたしますのが、農地面積・農家数・申請件数等でございます。さらには、一つの委員会でも十分対応できると判断しているという御意見でございました。

洞戸村は、武儀町と同じ意見。将来も三つの委員会で行き、選任委員も2名とされたい。

板取村は、3委員会と選任委員2名を主張する3町村の思いは同じである。日本の低い食糧自給率の現状から農業委員をふやす必要がある。

武儀町は、基本的には賛成だが、中身が少し違う。その中身といたしますのは、選任委員を2名ずつとする。委員会は一つにせず、三つの委員会を継続するという事で意見がまとまっている。

上之保村は、選任委員を2名にされたい。なお、三つの委員会でお願したい希望も持っているという事でございます。

協議第3号 支所の取扱いについてでございますが、関市は名称は幹事会よりもこの場で決めてはどうか。また、県と混同しない「事務所」ではどうかという御意見でございました。

洞戸村は、幹事会で詳細を検討し、次回に提案し、承認した方がよい。武儀郡の統一意見として、「振興局」「振興事務所」などの名称を要望する。

その後、いろいろ御議論はございまして、委員の方から「事務所」でもよいという、追加といたしますか御意見もございました。

板取村、「事務所」でよい。

武儀町、十分な支所機能を主張しているが、特に権限のある支所長にすること。イメージアップのため、「振興事務所」とか「支所」でない名称とすることを提案する。「事務所」だと県の武儀事務所と重なる。町名、字名とも関係するので、次回協議をお願いしたい。

上之保村でございますが、「振興局」「事務所」等でよいが、次回に協議したらどうかという御意見でございました。

なお、この支所の取扱いについては、その後、幹事会等もございまして、今申し上げました内容と、きょう御提案する部分に少し動きがあるという事でございますので、よろしくお願したいと思っております。

それから3ページでございますが、協議第4号 事務組織及び機構の取扱いについて。

すべての市町村で全体としては異議ないという事でございましたが、五つ内容がございましたが、そのうちの5番目の「住民サービスの低下」、この表現を「向上」に変えてはどうかという御意見もございました。これについても、その後、幹事会で議論はなされております。

それから、協議第5号 地方税の取扱いについて。5市町村とも調整方針案に賛成でございます。

協議第6号 町名・字名の取扱いについて。

洞戸村、統一していない。地区の座談会で決めたいということでございます。

それから板取村、参考 - 2 で決定している。この参考 - 2 と言いますのは、現在「武儀郡板取村何番地」というのを、「関市板取何番地」という内容の参考 - 2 でございます。

それから武儀町、時間をいただき、住民の意見を聞いて決定したいということでございます。

上之保村は参考 - 4 である。六つの地区名を入れたいという御意見でございました。参考 - 4 と申しますのは、「武儀郡上之保村何番地」というのを、「関市上之保川合何番地」という形にするというのが参考 - 4 でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

協議第 7 号 慣行の取扱いについて。

全体としては 5 市町村とも異議はございませんでしたが、洞戸村の方から、基本的に調整方針案でよいが、市民憲章を検討し、見直してはどうかという意見もございました。これにつきましても、その後、幹事会の中で協議されて、本日提案させていただくことにしましたので、よろしくをお願いいたします。

それから、協議第 8 号 国民健康保険事業の取扱いについて。

住民負担は最低ラインにあわせていただきたいと考えるが、今後の課題としたい。また、激変緩和措置については、3 年を 5 年程度に見直して、再度の調整案とされたいというのが武儀町から出されております。

協議第 9 号でございますが、介護保険事業の取扱いについて。

5 市町村とも調整方針案に賛成ということでございます。

以上、御報告をいたしました。よろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

## 2 承認事項

議長

それでは、議案の承認事項に入ります。

議案第 1 号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

事務局長

それでは 5 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

6 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項の規定を適用し、関市の議会議員の残任

期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域 1 人、板取村の区域 1 人、武儀町の区域 1 人、上之保村の区域 1 人。

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域 19 人、洞戸村の区域 1 人、板取村の区域 1 人、武儀町の区域 1 人、上之保村の区域 1 人。将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとする。

なお、下半分につきましては参考資料でございますので、よろしく願いいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

今説明を申し上げました議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、再度、御意見を賜りたいと思いますが、ございませんか。

はい。

長屋 敏委員

板取村の長屋でございます。

前回までの協議会において、板取村は在任特例とか定数特例で 1 名ではなく、2 名がほしいという主張をしてきました。その理由は、板取村は関市の約 2 倍の面積を有し、関市からの距離が 40 キロで、時間が 1 時間ほどかかるなど、面積が広くて距離が遠いという山村の厳しい立地条件とも、合併に対する不安でもあります。また、新しい市の中心部と周辺部の発展には、地域格差が生じるのではないかという住民の声を代弁する議会の役割は大きなものがあると考えてきております。

一方でこのような問題を解消するために、この協議会で地域審議会の設置を決めたり、支所の設置についての方向づけをしたり、議員の定数及び任期の取扱いの調整案の検討も行っていました。

地元における協議会でも、在任特例を継続をして主張すべきであるという意見、また調整方針案を受け入れて、さらに小選挙区の継続を主張すべきであるという意見がありました。このような意見調整が一本化できていない今の状況でありますので、いま一度、時間をいただき、協議を行いたいと思いますので、現時点では、議会議員の定数及び任期に関する調整方針に賛同することはできません。

定数特例の 2 名につきましては、3 町村の意見どおり 1 名でいいというふうに決めてまいりました。以上であります。

長屋幹夫委員

今、申しわけございません。今、うちの委員長でございましたので、さきの協議会で市長さんが、法に基づいてこれは相ならんというお言葉をいただきましたので、私たちも法

に基づいて仕事をしなければならない議会議員として、その言葉を謙虚に受けとめて板取村で協議を重ねました。その結果を今、委員長が報告したと思えますけれども、何分にも委員長が言ったように、この日本の中でも、5本の指に入るような厳しい板取村であるということ、市長さんそのものがまず御理解をいただきたい、こういうことでございます。

そしてもう一つは、この定数の問題を法のもとに一刀両断、市長さんの言われたように切り捨てをしていいのか。それとも板取村のような厳しさ、これをてんびんにかけたときに、どちらが重いのか。これはやっぱり市長さんにも御理解をいただきたいと、こういうふうに思いながら、いずれにしても、これは法に従わなければ、私たちがこの協議会に参加をした意味がございませんので、あくまでも合併をしなければならないこの気持ちだけは御理解をいただいて、ひとつこの1名を2名、これは後藤市長さんに、あるいは岡田委員長さん、石原議長さんたちに一任をしますので、次の議会により結果を出していただくように、どんな結果であろうとも、その結果には従います。こういうことでございますので、よろしく願いをいたします。

議長

どうもありがとうございました。

板取さんを除いては、大体調整案どおり……。

はい。

土屋昭雄委員

武儀町でございますが、先般、12月11日に、武儀町の特別委員会を開催いたしました。その席で議会議員の定数及び任期については、大枠では賛成ということでございますが、1点だけ意見がありました。というのは、この参考資料に出ております平成19年4月30日の選挙でございますが、この選挙を、今、この調整案では小選挙区ということになっておりますが、武儀町では19年4月の選挙を大選挙区でやっていただきたいという御意見がありましたので、これを報告します。

議長

ほかにございませんか。

長尾匡雄委員

上之保ですが、前回申し上げましたとおり、調整案どおりで変わりございません。以上です。

議長

はい。

調整案どおり了解するという市町村も多いようでございますが、先ほどの板取村さんの御意見と、そして武儀町さんの御意見を含めまして、次回までひとつ延ばしていただいて、次回には結論を出すということにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうもありがとうございました。それではせっぱ詰まっておりますので、次の議会まで

によりしくお願いします。

それでは次に、議案の第2号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

説明願います。

事務局長

それでは7ページをお願いいたします。

議案第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、承認を求めるといいます。

8ページをお願いいたします。

調整方針(案)

農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。

関市の区域、選挙委員18人、選任委員2人、洞戸村と板取村の区域、選挙委員10人、選任委員2人、武儀町と上之保村の区域、選挙委員10人、選任委員2人。

その後の委員会の取扱いについては、新市において調整するものとするということでございまして、この三つの委員会は、平成23年7月19日まで存続するというでございまして、その後については新市で調整するというでございまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

今、調整案につきまして説明を申し上げましたが、この件につきまして、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議ないものと認めまして、調整案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。承認することに決定をいたします。

続きまして、第3号議案の支所の取扱いについてを議題といたします。

説明願います。

事務局長

9ページをお願いいたします。

議案第3号 支所の取扱いについて。

支所の取扱いについて、承認を求めるといいます。

10ページをお願いいたします。

調整方針（案）

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村にそれぞれ支所を設置する。また、支所機能に見合った適正な職員配置を行うとともに、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮する。それぞれに設置される支所の名称については、現在の洞戸村役場を「関市洞戸事務所」、板取村役場を「関市板取事務所」、武儀町役場を「関市武儀事務所」、上之保村役場を「関市上之保事務所」とする。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいま説明申し上げました支所の取扱いの調整方針について、御質問、御意見ございませんか。

はい。

本田 修委員

洞戸村でございますが、支所の取扱いにつきましては調整案を承認いたしますが、ただし、要望として、組織・機能などについては、合併をする上におきまして住民の大変関心の大きいところでございますので、ぜひとも幹事会でしっかり協議していただきまして、その内容については、本協議会で協議していただきますよう要望いたしますので、よろしく申し上げます。

議長

わかりました。

ほかにございませんか。

はい。

波多野昭男委員

上之保もただいま洞戸さんの言われたとおりでございます。ここに書いてあるとおり、支所機能に見合った適正な職員配置を行うこととともに、住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。調整案どおり、よろしく願います。

議長

他に御意見ございましたら。

はい。

長屋 敏委員

板取村も調整案どおりでよろしいかと思いますが、ただ1点、住民サービスの低下を招かないような支所機能をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

住民サービスの低下を招かないということで、調整案どおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。調整案どおり承認をいたしました。

次に、第4号議案の事務組織及び機構の取扱いについてを上程いたします。

事務局長

それでは11ページをお願いいたします。

議案第4号 事務組織及び機構の取扱いについて。

事務組織及び機構の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

12ページをお願いいたします。

調整方針（案）

新市における事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき整備する。

- (1) 各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。
- (2) 市民にとって親しみやすく、利用しやすい組織・機構。
- (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。
- (4) 簡素で効率的な組織・機構。
- (5) 住民サービスが低下しない組織・機構。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま説明をいたしました調整方針につきまして、御質疑ございませんか。

はい。

土屋昭雄委員

武儀町です。

事務組織及び機構の取扱いにつきましては、非常に難しい問題でございまして、先ほど事務所ということで、一応決定しておりますが、この事務組織、機構の内容につきましては、本当にこれは協議する点であると思います。そういったところから、この1番から5番については、ある程度抽象的な問題でございまして、もっと具体的にどうするか、特に支所長の権限とか、また職員の配置、それから支所には大体どのぐらいの人数を置くのか。それから、関市の機構の中に、この事務所というものがどういった位置づけがされるのか、そこら辺のところを出して、それによって協議をしていくのが本当じゃないかと思いますが、ひとつよろしく願いします。

議長

ほかはございませんか。

抽象的な調整方針でございまして、具体的には幹事会等でゆっくり調整をとっていかなきゃなんというふうに考えておりますので、調整方針を承認いただきまして、幹事会で十分調整してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

土屋昭雄委員

そうですが、ひとつこういった法定協議会の中で、そういった点は出して、そこで協議するということもひとつ大事じゃないかと。事務所の名称以上に内容というものが大事じゃないかと思いますが、今回、もう一回幹事会で、具体的な面を出していただくように、

そういうふうでお願いします。

議長

はい。

後藤明朗委員

洞戸の後藤でございます。

この件につきましては、先ほど念を押してありますので、幹事会でしっかりした決め方をさせていただきまして、再度この会でもって決させていただきますように、先ほどお願いしたとおりでございます。

そして、住民サービスが低下しないようにじゃなしに、向上するよという事で御訂正をお願いします。以上です。

議長

そういうものを含めまして、幹事会で十分検討するということですが。わかりました。では、この調整方針を承認いただきまして、なおかつ幹事会で具体的に調整して、さらにこの協議会でお諮りするということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、現在のところの調整方針を……。

はい。

福田尚雄委員

武儀町ですが、この件については、うちも同じようなことを申し上げたんですが、現在のところ、この件については、幹事会はどの程度まで進んでおるかということが第一に疑問でありますし、ここで承認した場合、後は幹事会だけでは、法定協議会の中での具体的なものは出てきませんが、私自身は、もう一回幹事会で協議をしていただいて、ある程度の組織が出た上で承認というふうな形をしていただくと、私の方は一番安心ができると思いますが、その辺のところはどんなものでしょうか。

議長

はい。事務局に伺いますと結構でございますけれども、ただし、具体的なことにつきましては、もう少し時間がかかるということでございますので、次の次回というわけにはいきませんが、一応大枠はこの方針を承認いただいて、後刻方針を決めるということ……。

岡田洋一委員

ただいまの事務組織及び機構の取扱いについてでありますけれども、これについては、案にありますように、整備方針に基づき整備をするということですので、その調整方針だけはここで承認していただいて、あとの中身については、あとの5項目の細部については、当法定協議会で承認を受けるものとするというふうに御理解して、きょうのこの場はこういうふうに決定してもらわんと、幹事会でも内容について進めていけんということですので、そのような考えでどうでしょうか。

議長

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、一応調整方針を承認をいただくことにさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。調整方針を承認することに決定いたします。

次に、第5号議案の地方税の取扱いについてを提案いたします。

事務局長

13ページ、お願いいたします。

議案第5号 地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

14ページをお願いいたします。

調整方針（案）

基本的には、関市の制度に統一するものとするが、差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1)個人市民税の均等割額については、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第10条の規定により、合併する日の

属する年度及び平成17年度については不均一課税とし、平成18年度より2,500円に統一する。

(2)法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。

(3)入湯税については、合併時から板取村及び上之保村の例により、新市において課税する。

(4)固定資産税については、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。

(5)都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで現行の課税区域に課税する。

(6)個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、平成17年度より関市の例による。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明いたしました地方税の取扱いについて、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議ないと認めまして、提案どおり承認することに決定いた

しました。

続きまして、第 6 号の慣行の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

15 ページをお願いいたします。

議案第 6 号 慣行の取扱いについて。

慣行の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

16 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

1 市章、市民憲章については、関市の制度に統一するものとする。

2 木、花、鳥、魚、色については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の木、花、鳥については、それぞれの必要性に応じて、地域の木、花、鳥として残していくよう調整する。

3 市歌については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の歌・音頭については、その必要性に応じて地域の歌、地域の音頭として残していくよう調整する。

4 宣言等については、関市の制度に統一し、関市の各種宣言等を用いるものとする。

5 名誉市民については、関市の制度に統一するものとする。

6 洞戸村における特別招待村民制度については、合併時に廃止するが、関市の「ふるさとアドバイザー制度」を活用して調整を図るものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

調整方針につきまして、説明を申し上げましたが、御意見、御質問はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、原案どおり承認することに決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めまして、原案どおり承認をすることに決定いたします。

続きまして、議案第 7 号の介護保険事業の取扱いについてを上程いたします。

事務局長

17 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

18 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

1 第 1 号被保険者の保険料については、平成 16 年度及び平成 17 年度は、各市町村そ

れぞれ現行のとおりとし、平成 18 年度以降については、第三期介護保険事業計画（平成 18 年度～22 年度）策定の中で調整するものとする。

2 第 1 号被保険者の納期については、関市の例によるものとする。ただし、平成 16 年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

以上、御審議のほどよろしく願います。

議長

介護保険事業の取扱いにつきまして、調整方針を説明いたしましたが、これにつきまして、御質疑、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、原案どおり承認することに決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案どおり承認することにいたします。

### 3 協議事項

議長

続きまして、協議事項に入りたいと思います。

協議第 1 号 使用料、手数料等の取扱いについてを上程いたします。

事務局長

19 ページをお願いいたします。

協議第 1 号 使用料、手数料等の取扱いについて。

使用料、手数料等の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

20 ページをお願いいたします。

なお、この資料につきましては、前回、お手元にお配りさせていただきましたが、使用料、手数料等につきましては 372 項目ございますので、よろしく願います。

調整方針（案）

使用料及び手数料等の取扱いについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、統一に向けて調整するものとする。

(1)使用料については、原則として、関市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに調整するものとする。

(2)手数料については、原則として、関市に統一するものとするといふものでございます。

なお、参考資料につきましては、前回も御説明いたしましたが、岐阜広域合併協議会、中津川市・恵那郡北部町村合併協議会、東濃西部合併協議会について、それぞれここに記載されているような内容で図られておりますので、よろしく願います。

御協議のほどよろしく願います。

議長

説明いたしました。この件につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することにさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、協議第2号 公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

21 ページをお願いいたします。

協議第2号 公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

22 ページをお願いいたします。

なお、これにつきましての資料につきましては、前回 560 項目の資料をお配りいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

調整方針（案）

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、同一又は同種の団体について、それぞれの実情を尊重しながら統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

(1) 共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 共通の目的を持った団体で、諸般の事情により合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

(3) 独自の目的を持った団体は、その必要性に応じて調整するものとする。

なお、県内の3協議会につきまして、岐阜広域合併協議会、中津川市・恵那郡北部町村合併協議会、東濃西部合併協議会については、それぞれここに記載してありますような内容で調整が図られております。

23 ページにつきましては、今、申し上げましたことにかかわるいろいろな定義、さらには地方自治法を抜粋して載せてございます。よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

今、説明を申し上げました公共団体の取扱いについて、御協議をお願いしたいと思います。御質疑、御意見はございませんか。

はい。

河合正則委員

次の関係法令等のところで公共団体の定義がございまして、私、商工会の関係をやっておりますのですが、この中に商工会は含まれるのか含まれないのか、御判断をお願いしたいと思います。また、合併するのは商工会も合併をするということで、会員とも認識をしておりますが、自己財源等新市の御援助をお願いしながら動かなきゃいけませんので、まだ具体的に動いておりませんが、また新市になりましたらよろしく御指導の方をお願い

したいと思いますが、とりあえずこの定義についていろいろ云々ありますが、具体的にはどうなのか、お聞きしたいと思います。

事務局長

23 ページの一番上の行でございます。公共的団体等の定義につきまして、いろいろ組織が書いてございますが、商工会、さらには商工会議所につきましても、この公共的団体等の定義に含まれますので、よろしくお聞きしたいと思います。

河合正則委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することに確認いたします。続きまして、協議第3号の補助金、交付金等の取扱いについてを上程します。

事務局長

24 ページをお願いいたします。

協議第3号 補助金、交付金等の取扱いについて。

補助金、交付金等の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

25 ページをお願いいたします。

これにつきましては、補助金、交付金等につきましては780項目ございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

調整方針（案）

補助金及び交付金等の取扱いについては、従来からの地域性や歴史的な経緯・実情等に配慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

(1)各市町村で同一又は同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

(2)各市町村独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整を図るものとする。

(3)各補助金・交付金等については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、見直しを行うものとするというものでございます。

なお、ほかの協議会の例が25ページから26ページに書いてございます。岐阜広域合併協議会、中津川市・恵那郡北部町村合併協議会、26ページには東濃西部合併協議会が、ここに記載されていますような内容で進められておりますので、よろしくお聞きいたします。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

説明いたしました。御協議を願いたいと思います。御質疑、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することに決定をいたします。

以上をもちまして、三つの協議事項を終わります。

#### 4 次回（第7回）協議会での協議事項

議長

次に、第7回の協議会の協議事項について3項目ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局長

27ページには、次回、第7回協議会での協議事項、消防団の取扱い、保育事業、上・下水道事業を上げてございます。

28ページをお願いいたします。

他の協議会の内容につきまして、28ページに書いてございます。

まず岐阜広域合併協議会につきましては、これは岐阜市、羽島市、そして4町の合計2市4町の協議会でございますが、(1)消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け調整を行うものとする。

(2)任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

(3)式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとするものとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

(4)消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとするというふうになされております。

次に、東濃西部合併協議会でございますが、これは多治見市、瑞浪市、土岐市、笠原町の3市1町でございますが、消防団については、当面現行のとおりとし、消防団の統合及び分団の組織等については、新市において調整する。ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合併時に統一する。

続きまして、美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会、これは美濃加茂市と加茂郡の7町村の協議会でございますが、消防団については、複数の消防団、計8になりますので、8消防団による連合体とする。ただし、合併時以降、消防団組織等の改善・合理化については、順次これを進める。

木曾川文化圏市町合併協議会、これは各務原市と川島町でございますが、消防団については、各務原市の現行制度に統一する。なお、統一により格差の生じる川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずるということで協議がなされております。

それでは、29ページをお願いいたします。

現行の中濃連合消防協会の組織図でございますが、まず一番上に中濃連合消防協会というのがございまして、関市消防協会、美濃市消防協会、中濃消防協会というのございま

す。その下にそれぞれの市町村の消防団というのがございます。そしてそれぞれ団長さん以下、いろいろこのような形で組織化されているものでございます。

30 ページをお願いいたします。

30 ページの一番上の段につきましては、中濃消防組合の組織図でございまして、中濃消防組合、その下に消防本部、関消防署、美濃消防署というのがございまして、そして、その下に西分署からここに記載されておりますような合計六つの、分署を入れて6カ所の組織がございまして、その下は、中濃消防組合の現況でございまして、消防本部等の組織の人員がここに記載されているような人数でございまして、さらに、それぞれの組織での車両等について、ここに記載されているような台数が備品としてあるわけでございます。

それから31ページでございまして、各市町村の消防団の現状でございまして、分団数につきましては、関市が12、洞戸村6、板取村7、武儀町3、上之保村7というふうになっておりまして、定数につきましても、それぞれ600人、140人、105人、175人、170人になっております。それ以下、役職別人員が団長以下、ここに記載されているようになっておりますし、年齢別人員、さらには勤続年数別人員も調べております。参考によろしくお願ひしたいと思います。

それでは32ページに入ります。

各消防団の現状でございまして、33ページにわたって書いてございましてけれども、関市の場合は、団本部から本部分団、あるいはそれぞれの分団がここに記載されているような定数でございました。右に現有人員が書いてございまして、

それから洞戸村につきましては、本部分団、さらには第5分団までございまして、自動車分団もございまして、

板取村につきましては、本部分団、さらには六つの分団、ラッパ分団というものもあります。

次のページは武儀町でございまして、本部分団、それから三つの分団があります。

それから上之保村につきましては、本部分団と第6分団まで、さらに自動車分団というのがございまして、

それぞれこのような定数と現有人員で構成されている。さらには、右には機械、ポンプ車等の器具の台数を記載させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

34 ページをお願いします。

これにつきましては、消防団の行事及び相互応援協定ということでございまして、出初め式から始まりまして、入退団式、さらには年末の夜警、操法大会、相互応援協定というのをそれぞれ調べさせていただきまして、記載しているものでございまして、御参考によろしくお願ひしたいと思います。

それから35ページでございまして、団員の報酬及び費用弁償でございまして、まず団員報酬でございまして、関市は年額2万4,000円、団長さん以下すべての方に2万4,000円でございまして、一番上の欄も2万4,000円ということで、よろしく御理解のほどお願ひ

したいと思います。

それから洞戸村は4万5,000円から2万3,000円、板取村は3万5,000円から1万5,000円、武儀町は4万4,000円から2万円、上之保村は4万3,000円から2万円、それぞれこのような金額で報酬がなされているというものでございます。

下の段は費用弁償等でございますが、それぞれの手当等がございます、ここに記載されているような金額で手当がなされているということでございますので、御参考によろしくお願いしたいと思います。

以上が消防団の関係でございます。

36ページをお願いいたします。

保育事業でございますが、他の協議会での事例でございますが、岐阜広域合併協議会につきましては、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から階層区分は、国の保育所徴収基準額表と同じ9階層とし、国の基準額からの軽減率は20%程度とするものとする。ただし、合併の翌年度以降は最長6年間の経過措置を設け、旧自治体の保育所ごとに保育料を定めるものとする。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の取扱いは、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、その内容は岐阜市の例によるものとするというものでございます。

飛騨地域合併協議会でございますが、これにつきましては、(1)保育園整備計画については、新市において速やかに策定する。(2)保育園については現行のまま引き継ぐが、保育園整備計画に基づき統廃合や民間委譲を行う。(3)保育料については、高山市の例によるが、合併後5年間は不均一料金として毎年度均一に調整し、平成21年度から同一料金とする。階層区分については、合併までに国の基準に合わせるものとする。へき地等の保育園については、合併までに軽減措置を検討する。(4)私的契約に係る保育料については、高山市の例により調整する。(5)保育料の減免については、高山市の例による。(6)保育時間については、高山市の例により土曜日も含め、11時間保育を原則とする。(7)一時的保育、障害児保育、休日保育、長時間保育及び乳児・低年齢児保育等の事業については、高山市の例により調整するが、実施保育園等については、住民ニーズにより新市において調整する。(8)保育園給食については、合併後も当面現行のままとし、新市において調整する。(9)通園バス事業については、当面現行のまま引き継ぐが、総合交通体系を検討する中で調整するというような形で協議が図られております。

なお、37ページでございますが、これは、14年度の山県市を入れた15市の保育所の運営状況の調べでございます。軽減率順に表をつくってございます。見方といたしまして、まず一番左が保育所の運営費の総支出額、いわゆる決算額でございます。が国の単価による保育所運営経費、基準額とでも言いましょうか、そういうものでございます。が国の単価による保育料徴収基準でございます。が市の保育料、そしてその次が軽減率ということでございますが、この軽減率は、の単価を で割りまして100を掛けます、そして100%から引くと、いわゆる と の差額といいますが、それが軽減率ということにな

ります。それから の保育料軽減額、これは マイナス ということでございますので、これが市の負担額になるということでございます。それから保護者負担率、これは を で割った数字でございますから、保育料を実際の運営費の総支出額で割った数字です。そして、最後が総支出額を総支弁額で割ったのがこの数字でございます、これは を で割った数字でございます。そのようにごらんいただきたいと思います。

それでは、38 ページでございますが、この地域の5市町村の保育所の運営費状況調べでございます。

関市は、先ほど表に出てきたとおりの数字でございます。洞戸村につきましては、今申し上げましたような考え方で、 はいわゆる村の決算額に相当する。 は国の単価による基準額に相当するもの。 は国の単価による保育料の徴収基準によるもの。そして、それぞれ市町村の保育料が になります。そして は、子供の園児の年間の延べ人数でございます。そして軽減額が、先ほど37 ページで申し上げましたとおりでございますし、その次の保育料軽減額、これは マイナス 、それから の園児1人当たりの軽減額、月当たりでございますが、これは を で割った数字でございます。それから、保護者負担率は 割る です。それから、園児1人当たりの負担額、これは を で割った数字でございます。それから、総支出額割る総合支弁額、これは を で割った数字でございます。それから、園児1人当たりの支出額を月で割ります。これは、 を で割ったのと同じ数字になります。これを見ますと、軽減率につきましては、一番少ないのが関市の 21.25%、一番多いのが、板取村の 69.18%ということになります。合計いたしますと 26.28%になります。

なお、下の段に参考といたしまして、国庫支出金と県支出金がございます。国庫支出金につきましては、国の単価による保育所運営経費、これは上の表の になります。マイナス国の単価による保育料、これは になります。これ掛ける2分の1でございます。なお、県の支出金は、今申し上げました数字掛ける4分の1ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは39 ページでございますが、これにつきましては、先ほど国の基準というのが出てきておりますが、それぞれ階層区分が書いてございます。

関市は、国の基準と同じく第7までの階層を設けております。4町村につきましては、10の階層を設けております。特に、関で言う第3、第4をそれぞれ二つ設けていらっしゃるということでございますので、御参考によろしくお願ひします。

そして40 ページでございますが、これは3歳児未満、3歳児、さらには4歳児以上に分けて、40 ページから41 ページまで、それぞれの保育料の徴収基準額を書いてございます。ごくかいつまんで申し上げますと、一番上の3歳未満児は、国の基準が、一番左は生活保護世帯、それから非

課税世帯というふうに順番に行きますが、まず一番左は無料、その次は 9,000 円、そして1万 9,500 円と、こういうふうになっておりますが、関市の場合は、生

活保護世帯は無料、それから非課税世帯は 7,200 円、8 割ということですから軽減率 2 割ということになります。そして、その右のところは 1 万 5,600 円、このような形で表を見ていただければよろしいかと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと 41 ページまでは同じような形で見いただければよろしいと思ひますので、参考としてよろしくお願ひします。

そして、42 ページからは国の徴収基準と各市町村の保育料の比較でございます。3 歳未満児、一番上を見ただきますと、まず 2 階層を見ただきますと、市町村民税非課税世帯でございますが、国が 9,000 円、関市は 7,200 円で 80%ということになります。洞戸村は 3,000 円で 33%、板取村は 2,200 円で 24%、武儀町は 1,900 円で 21%、上之保村は 1,900 円で 21%、このような形になっております。以下、同じような基準で表をつくらせていただきましたので、資料として御参考までによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 44 ページでございますが、保育所の運営状況ということでございまして、5 市町村にございましてそれぞれ保育園の子供の数、あるいは開所時間、あるいはバスの関係、職員の数等々を調べさせていただきましたので、これまた御参考までによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 45 ページ以降は、保育所に入っている御家庭の階層別園児の数を書いてございます。これも第 1 層から 7 層、あるいは 4 町村は第 1 階層から第 10 階層まで調べさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

それでは 46 ページに移ります。ここから上・下水道事業ということになっております。

他の協議会の例でございますが、岐阜広域合併協議会、まず 1. 水道事業。(1)水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。羽島市の簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。(2)水道料金、給水装置新設加入金及び配水管工事負担金については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。

2. 下水道事業。(1)下水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。(2)下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。(3)下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担については、現行単価とする。また、笠松町については未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする。

次に、木曾川文化圏市町合併協議会、1. 上水道事業については次のとおりとする。(1)上水道事業については現行のとおりとし、新市における上水道事業計画を合併後速やかに策定する。

続きまして、美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会、(1)上水道事業、簡易水道事業については現状のとおり継続し、使用料等の額については、合併時から美濃加茂市の制度に統一する。(2)上水道等に関する分担金等の額については、当分の間、現状のとおり継続する。ただし、合併時以降 5 年以内に分担金等の額を統一するよう検討する。(3)下水道に関する使用料等の額については、合併時から美濃加茂市の制度に統一する。(4)合併処理

浄化槽に関する補助金等の額については、合併時から白川町の制度に統一する。ただし、高度処理型合併処理浄化槽に関する補助金等の額については、合併時から美濃加茂市の制度に統一する。(5)現行の下水道に関する受益者負担金の額については、現状どおり継続するというふうになっております。

47 ページから資料をつけさせていただいておりますが、それぞれの行政面積、行政区域内人口、一番上の段は水道と簡水事業、それから公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、それぞれ各市町村の供用開始日、処理人口、整備面積、普及率、水道に関しては給水人口になりますが、それぞれこのとおりになっておりますので、よろしくお願ひします。

それから 48 ページでございますが、これは 15 年度予算ということでございまして、水道事業、下水道事業に分けまして、このとおりになっております。

上水道について行きますと、関市については 12 億 2,694 万 3,000 円、洞戸村は 5,360 万円、板取は 2 億 410 万円、武儀町は 1 億 1,480 万円、上之保村は 1 億 9,500 万円になっております。下水道事業につきましては、関市の場合は公共下水道と特定環境保全公共下水道、農業集落排水、3 本ございます。洞戸村は特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業。それから板取村は農業集落排水事業、武儀町は農業集落排水事業。上之保村は特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業、それぞれやっております、それぞれ事業費はここに記載されておるようになっておりますので、よろしくお願ひします。

49 ページからは、上・下水道の使用料についてでございますが、1 ヶ月 30 立米使用した場合の料金が掲げてございます。

関市は、水道料金が 2,475 円、下水料金が 2,835 円、合計 5,310 円になっております。洞戸村は 3,000 円と 4,500 円で 7,500 円、その右に関市との差額が書いてございます。板取村は 1,880 円と 3,000 円で 4,880 円、武儀町は 3,570 円と 5,355 円で 8,925 円、上之保村は 2,990 円と 5,565 円で 8,555 円と、そのようになっております。それを 2 ヶ月に換算したのがその下の表でございます。

なお、欄外に書いてございますように、関市と洞戸村と上之保村は 2 ヶ月徴収でございますけれども、板取村と武儀町は 1 ヶ月徴収でございますので、そこら辺のこともございますので、4 町村につきましては、それぞれ 1 ヶ月と 2 ヶ月に分けて表をつくってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 50 ページでございますが、これはそれぞれの種類別の料金体系の表でございます。

これも御参考にお願ひしたいと思ひますが、2 ヶ月につき、このようになっております。関市は第 1 種から第 5 種と定額給水に分けてこのようになっておりますし、洞戸村は口径で 2 種類、板取村も口径で 2 種類、武儀町は一般用と営業用、上之保村は口径に分けて 6 種類、それぞれ立米ごとの料金がこのようになっております。

それから 51 ページにつきましては、水道料金表でございます。

これにつきましても、今申し上げました種類別に、それぞれの使用料、あるいは超過料金につきまして、このような料金体系になっておりますので、御参考までによろしくお願ひします。

それから 52 ページでございますが、今度は下水道の関係でございまして、今申し上げましたとおりの考え方で表にいたしましたのが、上の 7 番でございます。

そして下の 8 番についても、基本料金と超過料金それぞれに分けてこのような料金体系になっているものでございます。

それから 53 ページでございますが、上の段は検針委託の関係でございまして、それぞれ市町村ごとにいろんな形で委託等をなさっております。御参考までによろしくお願ひします。

それから下の段でございますが、これは一般会計からの繰出金の状況でございまして、関市は簡易水道ございませんでゼロですが、ほかの町村はこのような額になっておりますし、下の段は下水道会計、農業集落排水会計、それぞれこのような金額になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、資料についての御説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

今、今回の協議事項について説明申し上げましたが、この機会に何か質問、御意見あったら伺いたいと思います。なければ、次の機会の協議事項として進めていくということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 5 新市建設計画中間報告書について

議長

次に、5 番目の新市建設計画の中間報告をお願いしたいと思います。

それでは、新市建設計画作成小委員会の成瀬委員長さん、お見えになりますので、御説明を願いたいと思います。

成瀬豊勝委員長

それでは御指名をいただきましたので、新市の建設計画の小委員会の方の中間報告になりますけれども、皆さんに御報告申し上げます。

平成 15 年 11 月 12 日でございましたけれども、大会議室におきまして、第 3 回の新市建設計画の作成小委員会を開催いたしました。協議内容につきましては、新市の建設計画の基本方針、新市の施策、新市における岐阜県事業の推進、それから公共的施設の統合整備、財政計画について、事務局から資料に基づいて説明を受けまして協議をいたしました。

それから、平成 15 年 11 月 26 日でございますけれども、市民ホールにおいて、第 4 回の新市建設計画作成小委員会を開催したわけでございますが、協議内容としましては、1 章

から8章までございまして、第1章が序論、第2章が新市の概況、第3章が主要指標の見直し、それから第4章が新市建設計画の基本方針、第5章が新市の施策、第6章が新市における岐阜県事業の推進、第7章が公共的施設の統合整備、第8章が財政計画についての全項目を協議をしたわけでございます。新市建設計画中間報告としましては、すべて承認をされましたので、御報告を申し上げます。

なお、新市の建設計画の内容の詳細につきましては、もし皆さんの方から御意見ございましたら、藤川局長の方から説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

以上で、新市の建設計画の作成小委員会の経過報告といたしますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

波多野昭男委員 ただいまの新市建設計画の中間報告の48ページをお開きください。

48ページには、主要事業といたしまして、事業名、事業概要、その他出ておりますが、私、上之保でございますが、金山・上之保線という線が上がっておりませんが、金山・上之保線でございます。これは、私たち上之保といたしましては、全くの幹線であり、そして生命線であります。といいますのは、もし救急の場合は、関まで来るには40分余かかります。金山まで行くには、わずか20分で行けるという道でございますが、そうした場合、救急の場合においても、こうした線は何が何でも、これは拡幅していただきたいと、この事業計画の中に取り入れていただきたいことを特に切望いたしております。改良できている分もわずかにございますけれども、まだ半数以上が改良できておりません。これは、この委員の方全員に御承認をいただきまして、計画に載せていただきたいと思っております。これを強く要望いたします。

議長

上之保・下袋坂線とは違いますか。

波多野昭男委員 違います。77ページにも出ております。

新市における主な県事業ということで、77ページにも出ておりますが、ここにも載っておりません。一般県道上之保・下袋坂線は載っておりますけれども、これは短い線でございますが、これよりもまず重要な線は、金山・上之保線でございます。ある一部は、今、改良ができつつありますけれども、まだまだ未改良でございます。特にお願いいたします。まだ、関連の要望を上之保からいたしますので、よろしくお願いたします。

波多野 保委員 すみません。この件につきまして、実は私ども、やはり細かいところまでは掲上できないということで、職員からも説明を受けておりました。しかしながら、この上之保・下袋坂線というのは一般県道でございますけれども、主要地方道金山・上之保線の支線に当たるわけですね。ですから、本線を差しおいてなぜ上げたのかということで、私は、実は委員さんからけさきついおしかりを受けました。したがって、やはり

町村のそれぞれの主要としている事業をしっかりと押さえて登載いただきたい。私どもも、最初から金山・上之保線は上げていただきたいという願いはしておりましたけれども、これが、それぞれに上げては、とても登載し切れないので、努力はしていきますが、事業として上げないという御説明をいただいておりますのにもかかわらず、しっかり製本された中には、幹線が外されて支線が出ているのは何事だというおしかりを受けましたので、ひとつそのあたりもよろしく、これは中間報告でございますから、最終的には御訂正を賜りたい。

議長

この下袋坂線も抜けておったんですわ、聞いたときには。これは、前の加藤村長からの念願でありますので、これだけは載せないかんと言って載せたわけですが、事情がよくわからんもんで、また、あくまで中間報告ですので、そういう面も今の実情をここに載せていかなきゃならなんというふうに思っておりますので。

波多野 保委員 わかりました。実は市長さん、これは確かに前村長も強い要望をしたものでありますけれども、しかしながら、金山・上之保線が一番の背骨になっておりますので、よろしく願いいたします。

これを外されますと、私の首が飛びますのでよろしく願いいたします。

議長

お持ち帰りいただきまして、いろいろあろうかと思っておりますのでね。また、つけ加えるところはつけ加えていきたいと思っております。あくまでこれは中間報告書でありますので、よろしく願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 6 その他

議長

それでは、この協議会はこれで終了したいと思います。次回第7回の協議会は1月23日金曜日、1時半からこの会場で予定をいたしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

いろいろ宿題をいただきまして、ありがとうございました。

はい。

石原教雅委員

関市の石原ですが、一委員として一つ発言をさせていただきますが、合併は大変大きな事業で、慎重かつ時間をかけて審議をしていくべきだというふうに思っております。ただスケジュールがございますので、やはりスケジュールに合わせた中で協議をしていくことが必要かと思っております。

ただ1点、心配をしておりますのが、この合併協議会が立ち上がる時点で、各市町村長

間で申し合わせ事項があったかということ聞いております。しかし、仄聞することにおいて、その協議事項が一部では守られていないという声も聞いております。もしそういったことがあるとするならば、最終的な判断において支障を来すということを逆に心配をしておるわけでございます。ぜひともそういった協議事項が、申し合わせ事項があるとするならば、あくまでも紳士協定だというふうに理解をしておりますので、遵守していただくことを切にお願いを申し上げておきたいと思っております。以上です。

議長

申し合わせ事項というのはございませんので、首長で。

関市を除いたところで……。

〔発言する者あり〕

よく調査して……。

〔発言する者あり〕

紳士的にね、わかりました。そのように初心を貫いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。どうもきょうはありがとうございました。

後藤明朗委員

ちょっと議長さん。

過日、洞戸と武芸川町の議会でお話し合いをしました。その席で、きょうのこうした資料を武芸川町の議会の方から、ぜひともひとつ私たちもいただきますようお願いしてくださいということだったんですが、それは可能ですか。お願いします。

議長

皆さん、どうでしょうか。

後藤明朗委員

そういう御要望がございましたので、関市の方から丁重にひとつお願いしたいと思えます。それから、洞戸の特産物をこういうところでも使っていただきますことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長

はい、どうもありがとうございました。御苦労さんでございます。よろしく申し上げます。

午後2時57分 閉会